

事 務 連 絡
平成 2 9 年 8 月 2 1 日

各 (都道府県)
指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

肢体不自由の障害認定基準等に関する Q & A について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
自治体等から寄せられた質問に対する回答を別紙のとおり取りまとめました
ので、適切な認定事務を行うための参考にして下さい。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課人材養成・障害認定係
小板橋・樋口・大久保
電話 03-5253-1111 (内 3029)
F A X 03-3502-0892

(別紙)

肢体不自由の障害認定基準等に関するQ & A

○四肢の短縮による障害認定について

問1 軟骨無形成症等による四肢短縮の身体障害認定について、どのように取扱うべきか。

(答)

- 1 「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」(平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「身体障害認定基準」の第2の四の1総括的解説の(3)において、肢体不自由に関する機能障害の障害程度を判断する具体例として関節可動域や徒手筋力テストの数値をお示ししているが、同(4)において「この解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表わしたものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならない」としている。
- 2 併せて、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」(平成15年2月27日障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)の別紙「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の肢体不自由において、身体障害者診断書の「肢体不自由の状況及び所見」の中の「動作・活動」評価について、等級判定上の取扱いは「主として多肢機能障害又は体幹機能障害を認定する際に、個々の診断内容が、実際の「動作・活動」の状態と照らし合わせて妥当であるか否かの判断をするための参考となるもの」としている。
- 3 そのため、四肢短縮のように多肢による機能障害の障害程度を判断する際は、関節可動域や徒手筋力テストの数値により機能障害があると認められる場合は認定基準の対象となることはもとより、これらを満たさない場合であっても、日常生活における動作能力について、身体障害者診断書の「動作・活動」欄の内容などから、総合的に勘案して行うことが望ましい。
- 4 なお、「障害の認定について」(昭和34年4月17日更発第59号厚生省社会局更生課長回答)については、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」(平成15年2月27日障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)の発出に伴い既に廃止している。

(参考)

関係通知（抜粋）

- 「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「身体障害認定基準」

・ 第 2 - 四 - 1 - (3)

全廃とは、関節可動域（以下、他動的可動域を意味する。）が 10 度以内、筋力では徒手筋力テストで 2 以下に相当するものをいう（肩及び足の各関節を除く。）。

機能の著しい障害とは、以下に示す各々の部位で関節可動域が日常生活に支障をきたすと見なされる値（概ね 90 度）のほぼ 30%（概ね 30 度以下）のものをいい、筋力では徒手筋力テストで 3（5 点法）に相当するものをいう（肩及び足の各関節を除く。）。

軽度の障害とは、日常生活に支障をきたすと見なされる値（概ね 90 度で足関節の場合は 30 度を超えないもの。）又は、筋力では徒手筋力テストで各運動方向平均が 4 に相当するものをいう。

・ 第 2 - 四 - 1 - (4)

この解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表わしたものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならない。

- 「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（平成 15 年 2 月 27 日障企発第 0227001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）の別紙「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」

・ [肢体不自由] - (肢体不自由全般) - 2

問 身体障害者診断書の「肢体不自由の状況及び所見」の中の「動作・活動」評価は、等級判定上、どのように取り扱うべきか。

答 「動作・活動」欄は、主として多肢機能障害又は体幹機能障害を認定する際に、個々の診断内容が、実際の「動作・活動」の状態と照らし合わせて妥当であるか否かの判断をするための参考となるものである。（以下省略）

・[肢体不自由] — (肢体不自由全般) — 6 — ア

問 疼痛がなく、四肢体幹の器質的な異常の証明が困難な場合で、他覚的に平衡機能障害を認める場合は、肢体不自由ではなく平衡機能障害として認定すべきか。

答 関節可動域、徒手筋力テストに器質的異常がない場合は、「動作・活動」等を参考に、他の医学的、客観的所見から、四肢・体幹の機能障害の認定基準に合致することが証明できる場合は、平衡機能障害ではなく肢体不自由として認定できる場合もあり得る。

※以下の通知は、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（平成15年2月27日障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）の発出に伴い既に廃止しています。

○「障害の認定について」（昭和34年4月17日更発第59号厚生省社会局更生課長回答）

問 先天性ヒンドロジストロフィーは、現行法別表には該当しないと思料するが、この種の障害者の取扱いについて如何に考慮されているか。

答 身体障害者福祉法の別表のいずれにも該当しない。